

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○保安施設地区の指定に関する通知内容の掲示	(森林整備課)	一
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	二
○道路の供用開始(三件)	(同)	三
○海岸保全区域の変更(二件)	(河川課)	三
○平成三年宮城県告示第九百八十七号(県立都市公園の設置)の一部改正	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可(五件)	(下水道課)	五
○学校給食に関する事務の委託	(教育庁特別支援教育室)	七
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	八
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(情報政策課)	八
○県営土地改良事業計画の変更	(農村振興課)	一三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	一三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		一三
○政治団体の届出事項の異動届		一四
○政治団体の解散届		一四

ページ

## 告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	一六
○資金管理団体の届出	一六
○資金管理団体の届出事項の異動届	一六

### ○宮城県告示第三百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二〇〇三〇	くりえいと柴田 柴田郡柴田町大字船 迫字土平九十二	福祉移行支援	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成三十年三 月三十一日

### ○宮城県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十三条第三項の規定により、次のように保安施設地区に指定した旨、平成三十年二月二十一日付け森整第百七十五号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を岩沼市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### 一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一九六号、標柱一九七号、標柱二〇〇号、標柱一九九号、標柱一九八号を順次結んだ線及び標柱一九六号と標柱一九八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一〇五〇号、標柱一〇五一号、標柱一〇五七号、標柱一〇五六号、標柱一〇六〇号、標柱一〇六五号、標柱一〇六二号、標柱一〇六一号、標柱一〇五四号を順次結んだ線及び標柱一〇五〇号と標柱一〇五四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一二二〇号、標柱一二二一号、標柱一二一六号、標柱一

二一五号を順次結んだ線及び標柱一一一〇号と標柱一二二五号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

二 所在が不明である者の住所氏名  
 岩沼市押分字須加原三六、一一二の一〇、一一二の一、早股字前川一六九

岩沼市押分字押山一八六番地の一 小林 惣六

仙台市宮城野区小田原山本丁一四番地 高橋 眞秋

仙台市宮城野区小田原山本丁一四番地 高橋 善一郎

岩沼市早股字前川一三二番地 小林 太吉

三 通知の内容

一 森林について、平成三十年二月一日農林水産省告示第二百九十六号で告示されたとおり保安施設地区に指定された。

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
気仙沼市魚町一丁目五三番地先から同市魚町一丁目二二九番一地先まで				前A	一六・〇	二九九・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後A	二一・六	二九九・五	
				後B	一〇・六	三三二・五	
				後B	一三・五	三三二・五	

○宮城県告示第三百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで				前A	九・〇	二、五六一・九	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				前B	一一・〇	七六〇・〇	
				前C	一〇・五	一、四二七・〇	
				前D	二二・〇	二三〇・〇	
				後B	一一・〇	七六〇・〇	
				後C	一〇・五	一、四二七・〇	

○宮城県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町志津川字塩入五六番二〇地先から 同郡同町志津川字竹川原一番七地先まで		前 A	後 B	六・五〇	一四・四〇	三〇〇・〇	六一五・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区画Cの一部について、号との重複により供用開始があったものとみなす。
C	後 B	A	後 B	八・五〇	一四・四〇	六一五・〇	三二〇・〇	

○宮城県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市魚町一丁目五三番地先から同市魚町一丁目二九番一地先まで	平成三十年三月二十九日 午後二時

○宮城県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字廻館前三四番四地先から同郡同町志津川字御前下三五番一地先まで	平成三十年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字塩入五六番二〇地先から同郡同町志津川字塩入一二番四地先まで	平成三十年三月二十九日

○宮城県告示第三百二十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第六十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
大分類	中分類	基点A点 石巻市大字田代浜字仁斗田百十九番地先の北緯三八度一七分二九秒八〇八八の地点 基点B点 同市大字田代浜字仁斗田百四二番地先の北緯三八度一七分二七秒四一八八東経一四一度二五分二五秒三八二九の地点 基点C点 同市大字田代浜字仁斗田百四二番地先の北緯三八度一七分三〇秒一四九五東経一四一度二五分三〇秒二六七二東経一四一度二五分三〇秒九三三二の地点 (イ) 北緯三八度一七分三〇秒二六七二東経一四一度二五分三〇秒九三三二の地点 (ア) 北緯三八度一七分三〇秒二六七二東経一四一度二五分三〇秒九三三二の地点
宮城県	石巻海岸	
仙台湾沿岸	田代島地区海	
	仁斗田岸先海	



平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「字須加原」を「押分字須加原」に、「三〇一七」の下に「の一部」を、「五一一」の下に「の一部」を、「五一一二」の下に「五二五二地先水」を、「五二五三」の下に「五二五三三先水」を、「五二五四」の下に「五二五四先水」を、「五二五九」の下に「の一部」を、「五二六〇の一部」の下に「五二六〇地先水」を加える。

○宮城県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

七号 防災緑地一号

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十四年九月十一日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十四年九月十一日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年九月宮城県告示第九百七十五号、昭和五十六年十二月宮城県告示第一千三百五十二号、昭和六十年一月宮城県告示第七十七号、平成元年三月宮城県告示第三百十号、平成四年四月宮城県告示第四百五十三号、平成七年三月宮城県告示第二百六十八号、平成十年八月宮城県告示第九百四号、平成十一年十二月宮城県告示第一千四百四十四号、平成二十七年三月宮城県告示第三百六十号の事業地のうち仙台市泉区根白石字姥懐前下及び同字上田西の各一部を廃止する。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市阿武隈川下流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十七年十月十九日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十七年十月十九日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十八年一月七日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和五十八年一月七日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成六年一月十四日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成六年一月十四日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

丸森町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

丸森町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十一年一月十日から平成三十年三月三十一日まで」を「昭和六十一年一月十日から平成

三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 取用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
なし

○宮城県告示第三百三十五号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、県の学校給食に関する事務を次の規約により仙台市に委託した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約

（学校給食に関する事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、宮城県は、その事務として行う宮城県立小松島支援学校松陵校の小学部及び中学部の学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。）の調理及び搬送を仙台市に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 前条の規定により仙台市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、仙台市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第三条 委託事務に要する経費は、宮城県が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、仙台市と宮城県とが協議して定める。この場合において、仙台市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他の参考となるべき書類を含む。）を宮城県知事に送付するものとする。

（補則）

第四条 仙台市長は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改廃があったときは、直ちに宮城県知事に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、仙台市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年三月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 高 橋

彰

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年三月十日	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
平成三十年三月十日	千葉 正二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事
平成三十年三月十日	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組八十五番地	理事
平成三十年三月十日	青砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号三十七番地	理事
平成三十年三月十日	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理事
平成三十年三月十日	直枝 光男	遠田郡美里町南小牛田字江の内六十番地	理事
平成三十年三月十日	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理事
平成三十年三月十日	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷二十四番地	理事
平成三十年三月十日	鈴木 龍一	遠田郡美里町木間塚字押切西八番地三	理事
平成三十年三月十日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号十七番地二	理事
平成三十年三月十日	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監事
平成三十年三月十日	扇 玄	遠田郡美里町字化粧坂十三番地	監事
平成三十年三月十日	上田 綾三	遠田郡美里町二郷字高玉五号十三番地二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年三月九日	阿部 定	遠田郡美里町二郷字佐野八号十二番地二	理事
平成三十年三月九日	尾形 正幸	遠田郡美里町二郷字後袋二号四十番地二	理事
平成三十年三月九日	鈴木 龍一	遠田郡美里町木間塚字押切西八番地三	理事
平成三十年三月九日	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理事
平成三十年三月九日	扇 玄	遠田郡美里町字化粧坂十三番地	理事
平成三十年三月九日	直枝 光男	遠田郡美里町南小牛田字江の内六十六番地	理事
平成三十年三月九日	浅野目 新悦	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百二十六番地二	理事
平成三十年三月九日	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理事
平成三十年三月九日	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
平成三十年三月九日	千葉 正二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事
平成三十年三月九日	佐野 善昭	遠田郡涌谷町字砂田前四十八番地	理事
平成三十年三月九日	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組八十五番地	理事
平成三十年三月九日	青砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号三十七番地	理事
平成三十年三月九日	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷二十四番地	理事
平成三十年三月九日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号十七番地二	監事
平成三十年三月九日	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監事
平成三十年三月九日	庄子 賢一	遠田郡美里町青生字松ヶ崎五十一番地	監事

○宮城県告示第三百三十七号

伊豆沼土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年三月十九日認可した。

公 告

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年三月二十七日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 加藤 慶 太

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ新通信網サービス 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十五年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件を全て満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。



5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定による登録を受けている者であ

ること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五）へ平成三十年四月十日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班（担当 梅澤 有人 電話〇二二一二二一四七五）

2 入札説明書等の交付期間

平成三十年三月二十七日（火）から平成三十年四月三日（火）午後五時

3 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年三月二十七日（火）から平成三十年四月三日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年四月二十七日（金）午前九時から平成三十年五月七日（月）午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間  
(イ) 郵送の場合 平成三十年四月二十七日（金）午前九時から平成三十年五月七日（月）午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年四月二十七日（金）午前九時から平成三十年五月八日（火）午後十時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。  
5 開札の日時及び場所

平成三十年五月八日(火) 午前十時  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。
- 3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。  
六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Service for new Miyagi Hyper Web communications system - 1 set
- 2 Contract Period : From the contract settlement date to September 30, 2023
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office Building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other locations
- 4 Deadline for Bid : May 7, 2018, 5:00 p.m.
- 5 Place and Time of Bid Selection : May 8, 2018, 10:00 a.m., Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3<sup>rd</sup> Floor, Miyagi Prefectural Office Building
- 6 Contact Information : Yujin Umezawa, Network Management Section Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 委託業務名及び数量 宮城県財務・庶務等システム機器設備等提供保守業務 一式

2 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間

契約締結日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所

宮城県庁行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去五年以内に国又は地方公共団体の財務・庶務システム等の開発若しくはカスタマイズ業務を行った実績があること。

10 次に掲げる条件を全て満たすこと。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1から8までの要件をすべて満たしていること。また、構成員のいずれかが9及び10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。（※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に重複して参加できない。）

12 入札参加資格申請場所

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成三十年四月六日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班(担当 伊藤 章子 電話 〇二二二二二一  
一―二四七六)

3 郵送による入札説明書の交付期限  
郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年四月十二日(木)まで2  
宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年四月十八日(水)から平成三十年四月二十四日(火)までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年四月二十三日(月)までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合  
入札期間  
平成三十年四月二十六日(木)から平成三十年五月九日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
入札書の提出期限

イ 日時 平成三十年五月九日(水)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達できるように送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提

出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年五月十日(木) 午前十時 宮城県震災復興・企画部情報政策課  
四 入札に参加することができない者  
二で定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金

財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。  
なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札決定となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

要

8 入札に関する経費

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。  
六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Lease and maintenance of financial/general affairs system device for Miyagi Prefectural Government (1 set)
- 2 Period of Lease : January 1, 2019 to December 31, 2023
- 3 Place of Installation : Miyagi Prefectural Government Building and other locations
- 4 Deadline for Bid Submission : May 9, 2018, 5:00 p.m.
- 5 Location and Date of Bid Selection : May 10, 2018, 10:00 am.
- 6 Information Policy Division, 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Shoko Ito, System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2476

○県営山元東部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の計画の概要

土地改良事業変更計画概要書

なお、関係書類は省略し、関係市町村に備え置いて縦覧に供する。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年三月二十七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市赤井字南一六十三番三

東松島市大曲字横沼百十八番地十五

佐藤 徳悦

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年三月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号
- 五 落札金額 六千二十六万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年二月二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(1) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

立憲民主党宮城県第2区総支部 鎌田さゆり 菅沼 恵一 仙台市泉区 衆議院議員 泉中央一丁目三四一六 〇 平成三十年二月二日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いせ健一後援会	鈴木 求	佐々木俊一	大崎市古川清水沢字滑石二四一	平成三十年 二月十四日
大崎元気会山口ひさし後援会	大内 光	千葉 鈴男	大崎市岩出山池月字下宮町二二	平成三十年 二月二十六日
鹿野良太後援会	鹿野 良太	鬼沢 和雄	大崎市古川新堀字旭町一	平成三十年 二月二日
共助の町をつくる会	阿部 寛行	阿部 寛行	本吉郡南三陸町歌津字石浜七八	平成三十年 十月十日
高橋あきら後援会	高橋 晃	馬場 昌弘	亶理郡亶理町字裏城戸一七六一三	平成三十年 二月九日
千葉正幸後援会	若山 憲彦	佐藤 憲善	石巻市桃生町神取字屋敷五九	平成三十年 二月八日
三浦友幸後援会	菊地 敏男	佐藤 昌幸	気仙沼市本吉町前浜一三一七	平成三十年 二月二十六日
村上伸子後援会	村上 伸子	村上 伸子	気仙沼市唐桑町鮎立一六三一五	平成三十年 二月二十一日

○宮選管告示第三十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
 平成三十年三月二十七日  
 宮城県選挙管理委員会  
 委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿島台支部	衣川 攻	主たる事務所の所在地	大崎市鹿島台木間塚字古館二一	大崎市鹿島台広長字大上下二〇三	平成三十年 二月三日
自由民主党名取市支部	松浦 道彦	代表者の氏名	衣川 攻	高聳 仁	平成三十年 二月十六日
自由民主党みやぎ土地改良支部	伊藤 康志	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区東仙台六一一八	仙台市若林区荒井南二三一三	平成三十年 一月二十二日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の緒絶川を考える会	伊藤 岳大	代表者の氏名	伊藤 岳大	鈴木 健治	平成三十年 二月二十二日
かつぬま栄明河北・北上・雄勝後援会	佐藤幸太郎	代表者の氏名	斎藤 祐馬	高橋 洋一	平成三十年 一月二十七日
白石から政治と平和を考える会	佐藤 真也	代表者の氏名	佐藤 真也	佐々木辰哉	平成三十年 二月二十三日
丹野きよし後援会	相澤 捷英	代表者の氏名	相澤 捷英	高砂 光延	平成三十年 二月一日
21世紀会	佐竹 毅彦	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区扇町三一六一一七	仙台市青葉区国見三丁目三番一七号	平成三十年 二月五日
星雅俊後援会	星 雅俊	代表者の氏名	佐竹 毅彦	大泉 敏男	平成三十年 二月一日
三浦またひで後援会	五十嵐信一	代表者の氏名	五十嵐信一	加藤 恒悦	平成三十年 二月十二日
水戸よしひろ後援会	笠松 誠	代表者の氏名	笠松 誠	砂金 久義	平成二十八年 十月八日
宮城県商工政治連盟蔵王支部	佐藤 正彦	主たる事務所の所在地	刈田郡蔵王町大字刈田字内六二番地の一	刈田郡蔵王町円田字内六二番地の一	平成三十年 二月二十二日
渡辺よしお後援会	日下 米夫	代表者の氏名	日下 米夫	大沼 文磨	平成三十年 二月十七日

○宮選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

大郷町支部を支援する会 石垣 正博 平成二十九年十二月三十一日

田口ひさよし後援会 佐々木 典 平成三十年二月二十日

村井嘉浩知事を支援する大衡の会 古賀 昭信 平成三十年一月三十一日

○宮選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

村井嘉浩知事を支援する大衡の会

報告年月日 30. 2. 9 (30. 1. 31解散)

1 収入総額 18,000

前年繰越額 18,000

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

（その他の政治団体）

大郷町支部を支援する会

報告年月日 30. 2. 23 (29. 12. 31解散)

1 収入総額 531,783

前年繰越額 224,581

本年収入額 307,202

2 支出総額 531,783

3 本年収入の内訳

寄附 300,000

政治団体分 300,000

その他の収入 7,202

一件十万円未満のもの 7,202

4 支出の内訳

経常経費 4,966

事務所費 4,966

政治活動費 526,817

組織活動費 5,672

寄附・交付金 521,145

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

自由民主党宮城県支部連合会 150,000 仙台市青葉区

自由民主党宮城県第五選挙区支部 150,000 石巻市

田口ひさよし後援会

報告年月日 30. 2. 23 (30. 2. 20解散)

1 収入総額 58,110

前年繰越額 58,110

2 支出総額 0

村井嘉浩知事を支援する大衡の会

報告年月日 30. 2. 9 (30. 1. 31解散)

1 収入総額 18,000

前年繰越額 18,000  
 2 支出総額 0

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

田口ひさよし後援会

報告年月日 30. 2. 23 (30. 2. 20解散)

1 収入総額 58,110

前年繰越額 58,110

2 支出総額 58,110

3 支出の内訳 政治活動費 58,110

その他の経費 58,110

報告年月日 30. 2. 9 (30. 1. 31解散)

村井嘉浩知事を支援する大衡の会

1 収入総額 18,000

前年繰越額 18,000

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団

体の届出をした者（代表者）の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

村上 伸子 気仙沼市議会議 村上伸子後援会 気仙沼市唐桑町鮎立一六三一五 平成三十年二月十五日

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年三月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

渥美 巖 渥美いわお政経懇話会 公職の種類 東松島市長 宮城県議会議員 平成二十九年四月三十日